

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案
<p style="text-align: center;">浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) ベビーシッター 認可外保育施設のうち、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設をいう。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 国指導監督基準 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添をいう。</p> <p>(11) 国評価基準 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)の別表をいう。</p> <p>(12) (略)</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、法第59条第1項の規定に基づき、認可外保育施設の設置者又は管理者から随時必要な事項について、報告を求めるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、認可外保育施設の設置者は、市長へ必ず報告しなければならない。</p> <p>(1) 事故等が生じた場合</p> <p>ア 施設の管理下において、死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故の重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号)に基づき、速やかに市長に報告すること。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p style="text-align: center;">浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) ベビーシッター 認可外保育施設のうち、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設 <u>(複数の保育に従事する者を雇用又は委託しているものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 国指導監督基準 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(<u>令和6年3月29日こ成保第206号</u>)の別添をいう。</p> <p>(11) 国評価基準 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(<u>令和6年3月29日こ成保第218号</u>)の別表をいう。</p> <p>(12) (略)</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、法第59条第1項の規定に基づき、認可外保育施設の設置者又は管理者から随時必要な事項について、報告を求めるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、認可外保育施設の設置者は、市長へ必ず報告しなければならない。</p> <p>(1) 事故等が生じた場合</p> <p>ア 施設の管理下において、死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故の重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(<u>令和8年3月30日こ成安第45号・7教参学第52号</u>)に基づき、速やかに市長に報告すること。</p> <p>イ～エ (略)</p>

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案																																				
<p>(2) (略)</p> <p>第19条～第29条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表1～別表2 (略)</p> <p>別表3 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 国指導監督基準及び国評価基準を参酌して定める浜松市認可外保育施設設備運営基準は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="120 679 1075 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="120 679 584 754">浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準</th> <th colspan="2" data-bbox="584 679 1075 754">適用する区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="120 754 584 863">(別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)</td> <td data-bbox="584 754 790 1453" rowspan="2">ベビーシッター以外の法届出対象施設及び届出対象外施設</td> <td data-bbox="790 754 1075 863">1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 863 584 973">(別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)</td> <td data-bbox="790 863 1075 973">1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 973 584 1121">(別紙基準3) 複数雇用のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)</td> <td data-bbox="584 973 790 1453" rowspan="2">ベビーシッター</td> <td data-bbox="790 973 1075 1121">複数の保育に従事する者を雇用しているもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1121 584 1232">(別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)</td> <td data-bbox="790 1121 1075 1232">複数の保育に従事する者を雇用していないもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1232 584 1342">(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)</td> <td data-bbox="584 1232 790 1453" rowspan="2">ベビーシッター以外の顧客児童限定保育施設</td> <td data-bbox="790 1232 1075 1342">1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1342 584 1453">(別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設)</td> <td data-bbox="790 1342 1075 1453">1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準	適用する区分		(別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)	ベビーシッター以外の法届出対象施設及び届出対象外施設	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの	(別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)	1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの	(別紙基準3) 複数雇用のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)	ベビーシッター	複数の保育に従事する者を雇用しているもの	(別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)	複数の保育に従事する者を雇用していないもの	(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)	ベビーシッター以外の顧客児童限定保育施設	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの	(別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設)	1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの	<p>(2) (略)</p> <p>第19条～第29条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表1～別表2 (略)</p> <p>別表3 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 国指導監督基準及び国評価基準を参酌して定める浜松市認可外保育施設設備運営基準は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 679 2112 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 679 1621 754">浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準</th> <th colspan="2" data-bbox="1621 679 2112 754">適用する区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 754 1621 863">(別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)</td> <td data-bbox="1621 754 1827 1453" rowspan="2">ベビーシッター以外の法届出対象施設及び届出対象外施設</td> <td data-bbox="1827 754 2112 863">1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 863 1621 973">(別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)</td> <td data-bbox="1827 863 2112 973">1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 973 1621 1121">(別紙基準3) 複数雇用又は委託のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)</td> <td data-bbox="1621 973 1827 1453" rowspan="2">ベビーシッター</td> <td data-bbox="1827 973 2112 1121">複数の保育に従事する者を雇用又は委託しているもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1121 1621 1232">(別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)</td> <td data-bbox="1827 1121 2112 1232">複数の保育に従事する者を雇用又は委託していないもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1232 1621 1342">(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)</td> <td data-bbox="1621 1232 1827 1453" rowspan="2">ベビーシッター以外の顧客児童限定保育施設</td> <td data-bbox="1827 1232 2112 1342">1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1342 1621 1453">(別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設)</td> <td data-bbox="1827 1342 2112 1453">1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準	適用する区分		(別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)	ベビーシッター以外の法届出対象施設及び届出対象外施設	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの	(別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)	1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの	(別紙基準3) 複数雇用又は委託のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)	ベビーシッター	複数の保育に従事する者を雇用又は委託しているもの	(別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)	複数の保育に従事する者を雇用又は委託していないもの	(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)	ベビーシッター以外の顧客児童限定保育施設	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの	(別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設)	1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの
浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準	適用する区分																																				
(別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)	ベビーシッター以外の法届出対象施設及び届出対象外施設	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの																																			
(別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)		1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの																																			
(別紙基準3) 複数雇用のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)	ベビーシッター	複数の保育に従事する者を雇用しているもの																																			
(別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)		複数の保育に従事する者を雇用していないもの																																			
(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)	ベビーシッター以外の顧客児童限定保育施設	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの																																			
(別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設)		1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの																																			
浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準	適用する区分																																				
(別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)	ベビーシッター以外の法届出対象施設及び届出対象外施設	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの																																			
(別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)		1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの																																			
(別紙基準3) 複数雇用又は委託のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)	ベビーシッター	複数の保育に従事する者を雇用又は委託しているもの																																			
(別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)		複数の保育に従事する者を雇用又は委託していないもの																																			
(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)	ベビーシッター以外の顧客児童限定保育施設	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの																																			
(別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設)		1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの																																			

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

別表4～別表5 (略)

別表4～別表5 (略)

別表6 国の関係通知等との整合が必要な事項

この要綱の施行にあたり、国の関係通知等との整合が必要な事項の取扱いについて、下表のとおりとする。

別表6 国の関係通知等との整合が必要な事項

この要綱の施行にあたり、国の関係通知等との整合が必要な事項の取扱いについて、下表のとおりとする。

項目	取扱い	備考
「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)7(2)⑮アに規定する「法第59条の2の規定により届出をした施設」の取扱い	第5条第1項の規定に基づく届出を行った法届出対象施設とする。	
「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)7(2)⑮イに規定する「アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設」の取扱い	第12条第1項の規定に基づく届出を行った顧客児童限定保育施設とする。	
「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)8(1)⑨に規定する「認可外保育施設指導監督基準を満たす施設(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)による証明書の交付を受けた施設)(1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設)」の取扱い	第20条に基づき交付した証明書において、「(別紙基準1)1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)」を満たしていると証明された法届出対象施設とする。	

項目	取扱い	備考
「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)7(2)⑮アに規定する「法第59条の2の規定により届出をした施設」の取扱い	第5条第1項の規定に基づく届出を行った法届出対象施設とする。	
「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)7(2)⑮イに規定する「アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設」の取扱い	第12条第1項の規定に基づく届出を行った顧客児童限定保育施設とする。	
「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)8(1)⑨に規定する「認可外保育施設指導監督基準を満たす施設(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日こ成保第218号)による証明書の交付を受けた施設)(1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設)」の取扱い	第20条に基づき交付した証明書において、「(別紙基準1)1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)」を満たしていると証明された法届出対象施設とする。	

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案
<p>(参考資料) 認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 (昭和22年法律第164号) ・児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) ・児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) ・浜松市児童福祉法施行条例 (平成24年浜松市条例第40号) ・浜松市児童福祉法施行細則 (平成8年浜松市規則第53号) ・子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) ・子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号) ・子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号) ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例 (平成26年浜松市条例第67号) ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則 (平成26年浜松市規則第75号) ・保育所保育指針 (平成29年厚生労働省告示第117号) ・消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等 (平成17年厚生労働省告示第128号) ・特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件 (平成28年国土交通省告示第696号) ・「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」(平成13年11月30日雇児発第761号) ・「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成14年7月12日雇児発第0712004号) ・「認可外保育施設に対する届出制の導入について」(平成14年7月12日雇児保発第0712001号) ・「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号) ・「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17 	<p>(参考資料) 認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 (昭和22年法律第164号) ・児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) ・児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) ・浜松市児童福祉法施行条例 (平成24年浜松市条例第40号) ・浜松市児童福祉法施行細則 (平成8年浜松市規則第53号) ・子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) ・子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号) ・子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号) ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例 (平成26年浜松市条例第67号) ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則 (平成26年浜松市規則第75号) ・保育所保育指針 (平成29年厚生労働省告示第117号) ・消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等 (平成17年厚生労働省告示第128号) ・特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件 (平成28年国土交通省告示第696号) ・「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」(平成13年11月30日雇児発第761号) ・「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成14年7月12日雇児発第0712004号) ・「認可外保育施設に対する届出制の導入について」(平成14年7月12日雇児保発第0712001号) ・「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号) ・「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案
<p>年1月21日雇児発第0121002号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日雇児保発第0331003号) ・「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和3年3月31日子発0331第5号) ・「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」(令和5年8月31日こども家庭庁事務連絡) ・「ベビーホテル問題への積極的な取組について」(平成13年3月29日雇児発第178号) ・「「よい保育施設の選び方 十か条」の作成について」(平成12年12月25日児保第45号) ・「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日子保発0330第2号) ・「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号) ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知) ・「認可外保育施設における業務継続計画等について」(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡) ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号) ・「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡) ・「不適切な保育の未然防止の徹底について」(令和4年12月6日こ未第698号) ・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添)) ・<u>「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)</u> ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省) ・「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和 	<p><u>3月29日こ成保第218号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日雇児保発第0331003号) ・「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和3年3月31日子発0331第5号) ・「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」(<u>令和6年8月30日</u>こども家庭庁事務連絡) ・「ベビーホテル問題への積極的な取組について」(平成13年3月29日雇児発第178号) ・「「よい保育施設の選び方 十か条」の作成について」(平成12年12月25日児保第45号) ・「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日子保発0330第2号) ・「教育・保育施設等における事故の報告等について」(<u>令和8年3月30日こ成安第45号・7教参学第52号)</u> ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知) ・「認可外保育施設における業務継続計画等について」(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡) ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号) ・「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡) ・「不適切な保育の未然防止の徹底について」(令和4年12月6日こ未第698号) ・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添)) ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省) ・「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案
<p>5年5月12日こ成保44・5文科初第420号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日生食発0616第1号通知) ・「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月厚生労働省) ・「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン(世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年)」 ・「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」(2018(平成30)年3月(2022(令和4)年10月一部改訂)厚生労働省) ・「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和4年12月16日厚生労働省事務連絡) ・「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月16日厚生労働省事務連絡) ・「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」(令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡) ・「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時等の対応)の徹底について」(令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡) ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡) ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」(令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡再周知) ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省) ・「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省) ・「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」(令和4年10月静岡県) ・「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ) ・「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について」(令和7年2月19日こ成保第140号) 	<p>5年5月12日こ成保44・5文科初第420号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日生食発0616第1号通知) ・「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」(<u>令和7年9月こども家庭庁</u>) ・「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン(世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年)」 ・「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」(2018(平成30)年3月(<u>2023(令和5)年5月</u>一部改訂)厚生労働省) ・「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和4年12月16日厚生労働省事務連絡) ・「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項について」(<u>令和元年6月21日</u>厚生労働省事務連絡) 別添 ・「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」(令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡) ・「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時等の対応)の徹底について」(令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡) ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡) ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」(令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡再周知) ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省) ・「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省) ・「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」(令和4年10月静岡県) ・「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ) ・「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について」(令和7年2月19日こ成保第140号)

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案
<p>※注 上記は認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なものを例示したものであり、労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令についても遵守が必要であることに留意すること。</p>	<p>※注 上記は認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なものを例示したものであり、労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令についても遵守が必要であることに留意すること。</p>

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案
-----	-------

第 1 号様式

第 1 号様式

(市
使
用
欄)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名	<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>
	(個人の場合)	住所 フリガナ 氏名	<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>

認可外保育施設（法届出対象施設）設置届

認可外保育施設（法届出対象施設）を設置しましたので、児童福祉法第 5 9 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出いたします。

なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

届出者様

浜松市
(公印省略)

審査結果について（通知）

届出のありました認可外保育施設（法届出対象施設）について、以下のとおり審査結果を通知します。

令和 年 月 日

審査結果	要綱第 5 条第 1 項に規定する 法届出対象施設 の設置の届出として受理しました。	}	施設 の 名 称	
	要綱第 5 条第 3 項に基づき、 顧客児童限定保育施設 としてみなすものとして受理しました。		事業開始年月日	
	要綱第 2 条第 4 号に規定する 届出対象外施設 に該当することを通知します。今後、法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に変更した場合は、改めて届出をお願いします。		設置届受理日	

※浜松市の受付印が無いものは無効です。

第 1 号様式

第 1 号様式

市
使
用
欄

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	
	(個人の場合)	住所 フリガナ 氏名	

認可外保育施設（法届出対象施設）設置届

認可外保育施設（法届出対象施設）を設置しましたので、児童福祉法第 5 9 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出いたします。

なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

届出者様

浜松市
(公印省略)

審査結果について（通知）

届出のありました認可外保育施設（法届出対象施設）について、以下のとおり審査結果を通知します。

令和 年 月 日

審査結果	要綱第 5 条第 1 項に規定する 法届出対象施設 の設置の届出として受理しました。	}	施設 の 名 称	
	要綱第 5 条第 3 項に基づき、 顧客児童限定保育施設 としてみなすものとして受理しました。		事業開始年月日	
	要綱第 2 条第 4 号に規定する 届出対象外施設 に該当することを通知します。今後、法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に変更した場合は、改めて届出をお願いします。		設置届受理日	

※浜松市の受付印が無いものは無効です。

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第 2 号様式

第 2 号様式

第 2 号様式

第 2 号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先)浜松市長

(あて先)浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	(自署しない場合は、押印してください。)

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	

認可外保育施設（法届出対象施設）変更届

認可外保育施設（法届出対象施設）変更届

次のとおり変更したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

次のとおり変更したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更年月日

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更年月日

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第3号様式

第3号様式

第3号様式

第3号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先)浜松市長

(あて先)浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	(自署しない場合は、押印してください。)

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	

認可外保育施設（法届出対象施設）休止届

認可外保育施設（法届出対象施設）休止届

次のとおり当施設を休止したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

次のとおり当施設を休止したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 休止年月日
- 3 休止の理由
- 4 休止の予定期間

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 休止年月日
- 3 休止の理由
- 4 休止の予定期間

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第 4 号様式

第 4 号様式

第 4 号様式

第 4 号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先)浜松市長

(あて先)浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
(個人の場合)	住所		
	フリガナ 氏名	(自署しない場合は、押印してください。)	

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	
(個人の場合)	住所		
	フリガナ 氏名		

認可外保育施設（法届出対象施設）再開届

認可外保育施設（法届出対象施設）再開届

次のとおり休止していた当施設を再開したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

次のとおり休止していた当施設を再開したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開年月日
- 3 休止した期間

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開年月日
- 3 休止した期間

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第 5 号様式

第 5 号様式

第 5 号様式

第 5 号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先)浜松市長

(あて先)浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	

認可外保育施設（法届出対象施設）廃止届

認可外保育施設（法届出対象施設）廃止届

次のとおり当施設を廃止したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

次のとおり当施設を廃止したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止年月日
- 3 廃止の理由

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止年月日
- 3 廃止の理由

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案																																																								
<p>第6号様式</p> <p>第6号様式 (市税用印) 令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 浜松市長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">届出者(設置者)</td> <td style="width: 20%;">(法人の場合)</td> <td>法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(任意団体の場合)</td> <td>任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名</td> <td style="text-align: center; color: red;">(自署しない場合は、押印してください。)</td> </tr> <tr> <td>(個人の場合)</td> <td>住所 フリガナ 氏名</td> <td style="text-align: center; color: red;">(自署しない場合は、押印してください。)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）設置届</p> <p>認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）を設置しましたので、浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出いたします。 なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。</p> <hr/> <p>届出者様 浜松市 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">審査結果について（通知）</p> <p>届出のありました認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）について、以下のとおり審査結果を通知します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査結果</td> <td style="width: 20%;">要綱第12条第1項に規定する顧客児童限定保育施設の設置の届出として受理しました。</td> <td>施設の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業開始年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置届受理日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要綱第5条第1項に規定する法届出対象施設に該当するため、「認可外保育施設（法届出対象施設）設置届」による届出をお願いします。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要綱第2条第4号に規定する届出対象外施設に該当することを通知します。今後、法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に変更した場合は、改めて届出をお願いします。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※浜松市の受付印が無いものは無効です。</p>	届出者(設置者)	(法人の場合)	法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名		(任意団体の場合)	任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)	(個人の場合)	住所 フリガナ 氏名	(自署しない場合は、押印してください。)	審査結果	要綱第12条第1項に規定する 顧客児童限定保育施設 の設置の届出として受理しました。	施設の名称			事業開始年月日			設置届受理日			要綱第5条第1項に規定する 法届出対象施設 に該当するため、「認可外保育施設（法届出対象施設）設置届」による届出をお願いします。				要綱第2条第4号に規定する 届出対象外施設 に該当することを通知します。今後、法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に変更した場合は、改めて届出をお願いします。			<p>第6号様式</p> <p>第6号様式 (市税用印) 令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 浜松市長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">届出者(設置者)</td> <td style="width: 20%;">(法人の場合)</td> <td>法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(任意団体の場合)</td> <td>任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(個人の場合)</td> <td>住所 フリガナ 氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）設置届</p> <p>認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）を設置しましたので、浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出いたします。 なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。</p> <hr/> <p>届出者様 浜松市 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">審査結果について（通知）</p> <p>届出のありました認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）について、以下のとおり審査結果を通知します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査結果</td> <td style="width: 20%;">要綱第12条第1項に規定する顧客児童限定保育施設の設置の届出として受理しました。</td> <td>施設の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業開始年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置届受理日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要綱第5条第1項に規定する法届出対象施設に該当するため、「認可外保育施設（法届出対象施設）設置届」による届出をお願いします。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>要綱第2条第4号に規定する届出対象外施設に該当することを通知します。今後、法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に変更した場合は、改めて届出をお願いします。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※浜松市の受付印が無いものは無効です。</p>	届出者(設置者)	(法人の場合)	法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名		(任意団体の場合)	任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名		(個人の場合)	住所 フリガナ 氏名		審査結果	要綱第12条第1項に規定する 顧客児童限定保育施設 の設置の届出として受理しました。	施設の名称			事業開始年月日			設置届受理日			要綱第5条第1項に規定する 法届出対象施設 に該当するため、「認可外保育施設（法届出対象施設）設置届」による届出をお願いします。				要綱第2条第4号に規定する 届出対象外施設 に該当することを通知します。今後、法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に変更した場合は、改めて届出をお願いします。		
届出者(設置者)		(法人の場合)	法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名																																																						
		(任意団体の場合)	任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)																																																					
	(個人の場合)	住所 フリガナ 氏名	(自署しない場合は、押印してください。)																																																						
審査結果	要綱第12条第1項に規定する 顧客児童限定保育施設 の設置の届出として受理しました。	施設の名称																																																							
		事業開始年月日																																																							
		設置届受理日																																																							
	要綱第5条第1項に規定する 法届出対象施設 に該当するため、「認可外保育施設（法届出対象施設）設置届」による届出をお願いします。																																																								
	要綱第2条第4号に規定する 届出対象外施設 に該当することを通知します。今後、法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に変更した場合は、改めて届出をお願いします。																																																								
届出者(設置者)	(法人の場合)	法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名																																																							
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名																																																							
	(個人の場合)	住所 フリガナ 氏名																																																							
審査結果	要綱第12条第1項に規定する 顧客児童限定保育施設 の設置の届出として受理しました。	施設の名称																																																							
		事業開始年月日																																																							
		設置届受理日																																																							
	要綱第5条第1項に規定する 法届出対象施設 に該当するため、「認可外保育施設（法届出対象施設）設置届」による届出をお願いします。																																																								
	要綱第2条第4号に規定する 届出対象外施設 に該当することを通知します。今後、法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に変更した場合は、改めて届出をお願いします。																																																								

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第 7 号様式

第 7 号様式

第 7 号様式

第 7 号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先)浜松市長

(あて先)浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	(自署しない場合は、押印してください。)

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届

次のとおり変更したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

次のとおり変更したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更年月日

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更年月日

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第 8 号様式

第 8 号様式

第 8 号様式

第 8 号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先)浜松市長

(あて先)浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称	
		法人の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名		(自署しない場合は、押印してください。)	
(個人の場合)	住所		
	フリガナ		
	氏名	(自署しない場合は、押印してください。)	

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称	
		法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名			
(個人の場合)	住所		
	フリガナ		
	氏名		

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）休止届

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）休止届

次のとおり当施設を休止したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、
全て不正又は不当がないことを誓約します。

次のとおり当施設を休止したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、
全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 休止年月日
- 3 休止の理由
- 4 休止の予定期間

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 休止年月日
- 3 休止の理由
- 4 休止の予定期間

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第9号様式

第9号様式

第9号様式

第9号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先)浜松市長

(あて先)浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(個人の場合)	住所 フリガナ 氏名	(自署しない場合は、押印してください。)

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地 フリガナ 法人の名称 法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地 フリガナ 任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	
	(個人の場合)	住所 フリガナ 氏名	

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）再開届

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）再開届

次のとおり休止していた当施設を再開したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

次のとおり休止していた当施設を再開したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開年月日
- 3 休止した期間

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開年月日
- 3 休止した期間

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第 1 0 号様式

第 1 0 号様式

第 1 0 号様式

第 1 0 号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先)浜松市長

(あて先)浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称	
		法人の代表者の氏名	<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称	
		任意団体の代表者の氏名	<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>
	(個人の場合)	住所	
フリガナ			
氏名		<u>(自署しない場合は、押印してください。)</u>	

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称	
		法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称	
		任意団体の代表者の氏名	
	(個人の場合)	住所	
フリガナ			
氏名			

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）廃止届

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）廃止届

次のとおり当施設を廃止したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、
全て不正又は不当がないことを誓約します。

次のとおり当施設を廃止したので届け出ます。なお、届出内容及び添付書類については、
全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止年月日
- 3 廃止の理由

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止年月日
- 3 廃止の理由

第 1 1 号様式 (略)

第 1 1 号様式 (略)

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行

一部改正案

第 1 2 号様式

第 1 2 号様式

第 1 2 号様式

第 1 2 号様式

年 月 日

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(あて先) 浜松市長

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	(自署しない場合は、押印してください。)
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	(自署しない場合は、押印してください。)

届出者 (設置者)	(法人の場合)	法人の所在地	
		フリガナ	
		法人の名称 法人の代表者の氏名	
	(任意団体の場合)	任意団体の所在地	
		フリガナ	
		任意団体の名称 任意団体の代表者の氏名	
	(個人の場合)	住所	
		フリガナ 氏名	

長期に滞在している児童について (報告)

長期に滞在している児童について (報告)

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

1 児童について

- (1) 氏名
- (2) 生年月日、年齢
- (3) 性別
- (4) 住所、電話番号

2 保護者について

- (1) 氏名
- (2) 続柄
- (3) 住所、電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他 (家庭の状況、家庭からの連絡の状況)

1 児童について

- (1) 氏名
- (2) 生年月日、年齢
- (3) 性別
- (4) 住所、電話番号

2 保護者について

- (1) 氏名
- (2) 続柄
- (3) 住所、電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他 (家庭の状況、家庭からの連絡の状況)

第 1 3 号様式 (略)

第 1 3 号様式 (略)

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案																								
<p>第 1 4 号様式</p> <p>第 1 4 号様式</p> <p>第 年 月 日</p> <p>施設名 設置者氏名</p> <p>浜松市長</p> <p>認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書</p> <p>あなたの設置する認可外保育施設（法届出対象施設）は、浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を満たしているため、その旨を証明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設の名称 施設の所在地 事業開始年月日 年 月 日 設置者 管理者 浜松市による立入調査実施日 年 月 日 この証明書の交付年月日 年 月 日 適用する浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 <table border="1" data-bbox="315 863 936 1070"> <tr> <td>別紙基準 1</td> <td>1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙基準 2</td> <td>1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙基準 3</td> <td>複数雇用のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙基準 4</td> <td>個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）</td> <td></td> </tr> </table> <div data-bbox="273 1098 909 1222" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき、浜松市への設置届出を義務付けられた施設です。</p> <p>※設置届出先：浜松市 部 課（TEL ）</p> </div> <p>※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を指導監査担当部署に返却すること。</p>	別紙基準 1	1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）		別紙基準 2	1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）		別紙基準 3	複数雇用のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）		別紙基準 4	個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）		<p>第 1 4 号様式</p> <p>第 1 4 号様式</p> <p>第 年 月 日</p> <p>施設名 設置者氏名</p> <p>浜松市長</p> <p>認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書</p> <p>あなたの設置する認可外保育施設（法届出対象施設）は、浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を満たしているため、その旨を証明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設の名称 施設の所在地 事業開始年月日 年 月 日 設置者 管理者 浜松市による立入調査実施日 年 月 日 この証明書の交付年月日 年 月 日 適用する浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 <table border="1" data-bbox="1357 858 1977 1066"> <tr> <td>別紙基準 1</td> <td>1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙基準 2</td> <td>1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙基準 3</td> <td>複数雇用又は委託のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙基準 4</td> <td>個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）</td> <td></td> </tr> </table> <div data-bbox="1314 1086 1951 1214" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき、浜松市への設置届出を義務付けられた施設です。</p> <p>※設置届出先：浜松市 部 課（TEL ）</p> </div> <p>※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を指導監査担当部署に返却すること。</p>	別紙基準 1	1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）		別紙基準 2	1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）		別紙基準 3	複数雇用又は委託のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）		別紙基準 4	個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）	
別紙基準 1	1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）																								
別紙基準 2	1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）																								
別紙基準 3	複数雇用のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）																								
別紙基準 4	個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）																								
別紙基準 1	1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）																								
別紙基準 2	1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）																								
別紙基準 3	複数雇用又は委託のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）																								
別紙基準 4	個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）																								
<p>第 1 5 号様式～第 2 1 号様式 （略）</p>	<p>第 1 5 号様式～第 2 1 号様式 （略）</p>																								

「浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱」の一部改正案 新旧対照表

現 行	一部改正案
<p>共通様式 1 ～ 共通様式 5 (略)</p> <p>浜松市認可外保育施設設備運営基準 (略)</p> <p>(別紙基準 1) ～ (別紙基準 6) (略)</p>	<p>共通様式 1 ～ 共通様式 5 (略) <u>※一部改正あり</u></p> <p>浜松市認可外保育施設設備運営基準 (略)</p> <p>(別紙基準 1) ～ (別紙基準 6) (略) <u>※一部改正あり</u></p>